

「振り込め詐欺救済法」への対応について

「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」（平成20年6月21日施行）は、振り込め詐欺等の犯罪によって振り込まれた詐欺被害金が、犯罪利用預金口座に引き出されずに残っている場合、その被害金を被害にあわれた方々へ分配するためのルールや手続きを定めたものです。

なお、分配までには、口座名義人の「預金債権消滅手続」と「被害回復分配金の支払手続」（※）の時間がかかります。また、分配金額は、犯罪利用預金口座の残高と分配金支払申請の状況により異なります。

振り込め詐欺の被害にあわれた、またはその疑いがあると思われる場合は、お取引店窓口または下記へお問合せください。

お問合せ先

コンプライアンス統括室 ☎0800-800-000

平日 9:00 ~ 17:00（祝祭日等の休業日を除く）

※犯罪に利用された預金口座の預金債権の消滅公告や被害者への分配金の公告については、「預金保険機構」のホームページでご覧いただけます。

「振り込め詐欺」被害にあわれた方の手続き概要について

1. 被害にあわれたら、警察と振込先の金融機関へ、ご本人が申し出ます。
↓
2. 預金保険機構が、犯罪利用口座の公告（公告期間 60 日以上）をホームページに掲載することによって、その口座の残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続きを行います。（預金債権消滅手続）
↓
3. 預金保険機構が、被害にあわれた方に資金返却の申請を行っていただくための公告を、ホームページに掲載します。（被害回復分配金の支払手続開始）
↓
4. 被害にあわれた方は、支払申請期間中に振込先金融機関へ支払の申請を行います。
↓
5. 犯罪利用口座の残高と支払申請の状況によって、被害金の全部または一部が「被害回復分配金」として支払われます。